と中米を混ぜて積めば出米に際し紛らわしく、入札値段に影響が出る
船一艘の積分宛に区切る。上米・中米を仕分けして蔵納をする。上米
④口封─蔵入りは蔵方役・横目の下知で中使共が相勤め、必ず廻
議をしてもらえる。
船頭が蔵役人の遣方に対し不服があれば書面で会所に申し立てれば詮
中使達は廻俵、欠立中、船頭におかしな振舞がないように注意する。
付が見届ける。
船頭の都合で欠米を銀納した場合は上米代支配役が予管し、雑務目
と照合して、不足一斤に付き四合の割合で蔵納を許す。
記入し、雑務目付の印形、目付の片印を押す。廻俵三俵平均の掛け目
以後は一重欠で船頭より弁償する。欠立の結果、過剰にあれば例帳に
を探査する。もし、欠米があれば定法通り、五月以前は一倍欠、六月
鬮当たりの三俵が決定して、桝目の掛け改め、送り状と突合して欠米
分の上同意すれば再び鬮を振っても差し支えないことになっている。
たれば鬮の取り直し方を船頭より申し立てた場合は、出座の人々が検
もし、廻俵中に軽俵、鼠切、走俵、ほてぬかり俵が偶然にも鬮に当
下目付が廻俵の鬮を振る。
方附役・下目付立会・中使頭・中使目付も出仕、沖船頭を呼び寄せて、
③欠立-水揚げ後四日目に、聞番・目付・米方役・雑務目付・米
延すると二番船・三番船の上米積登りに支障をきたすことになる。
燥する。欠立後は請取手形を与え出船しなければ、一番船の帰航が遅
を覆う。廻米中に吸収した水分を除去するのに、中三日干しにして乾

更にその上に上封をし、蔵米保管中の責任は中使連帯で負う。 下ろし、目付、米方役、雑務目付印形の合封を戸前に施し、 米出入中は羽織着用を停止している。蔵入が完了すると、 頭は米改に出精すべき厳達されている。蔵入りは如何に繁忙を極めて 拘わらず、蔵役の人々は一年代限りだから不案内のことが多く、中使 間違いがないようにする。 恐れがある。上米・中米・並米の選定は精確に改帳に控え、 が中使料米として認められていたが、元文二年以降指米を停止して給 いても未明より日没までに終り、夜に及んではいけない。 ⑤指米 — 蔵米の出入りにつき、蔵口で出指一合、 米改は蔵屋敷の業務として重要であるにも 入指五勺の指米 蔵口に鎖を 中使共は蔵 中使頭は 出米時に

(2) 入 札

米に変更した。米の善悪、赤白の弁別には指入は是認された。小さな

指入を使い、また、差し戻すことを厳命している。

数 • じ書付けを屋敷の浜御門にも出す。 る。 橋北詰東入浜側で、 中使頭は其の下知を蒙り堂嶋浜で入札する旨札触をする。銘柄・俵 入札する赤白の俵数を雑務目付印形の書付けを以て通達する。 入札する日が決まれば前日に聞番・目付・上米代支配役より米方役 米相場聞合役より時々の相場の情報を聞き、 時日・掛屋名前を記載した書付け、 ①札触・懸札 ─蔵米を入札する場合にはその旨を札触し懸札をす 一般蔵米の入札告示場へ掲げる。 所謂払米看板を作成し、 入札時期を考える。 同時に懸札と同 翌朝、 渡辺

②入札─浜の仲買は札触・懸札で入札を了知し、 希望者は所定の

時日刻限に屋敷に行く。中には札の取次ぎを中使に依頼するものもい
る。この方法は弊害を招くので堅く戒めている。半切りを用い封書と
し、表面に〈何蔵米入札〉裏面に〈何町何丁目何屋某〉とし押切判を
すえる。
③会所―会所に入札箱を用意し、箱には目付・雑務目付印形の切
符で密封して中が見えない。入札を持参した米仲買は先ず、仲買合印
帳で突合され、蔵名前の有無を吟味して、中使頭は不正行為を取り締
まる。
④資格―堂嶋の米仲買にのみ限られる。納屋米を取り扱う問屋・
仲買は入札に参加できない。納屋物師として浜の仲買から見下されて
いる。蔵方に通っている指定者は蔵名前を云う。蔵名前は譲渡貸借が
でき、仲買合印帳は蔵名前が登録してある。
⑤番付─蔵名前を持つ米仲買の入札は中使頭が受領した番付をす
まして投入する。札披の結果同点の落札者が二人以上の場合は若番の
ものが先着順位となる。
⑥札披─札を揃えて、聞番・目付・上米代支配役・米方役・雑務
目付その他の蔵役人の立会いで札披を始める。最高値の入札より順次
所定の俵数に充を限度として落札する。
その時に蔵元・懸屋の手代も詰めていて、落札俵数・値段・名前を
控え、米代銀受取、銀切手の振り出しに備える。
⑦外売-入札中に直入なく、落札値段を以て買受け方を願出る者
があっても聞き入れない。しかし、屋敷の都合で落札値段にて所定俵

8押札―入札値段が低く、目標に達しない時は入札を取り消す。
 8押札―入札値段が低く、目標に達しない時は入札を取り消す。これを押札と云う。
 9記帳―落札は米方落札帳、銀方役売米帳に記入する。両帳ともに落札俵数、値段を記帳する。前者は米方役、後者は銀方役備付の簿にある。米方落札帳には目付・雑務目付の印形を必要とする。改革前は目付・雑務目付の廉印を必要としたが二重の手間を省くために省略は目付・雑務目付の廉印を必要としたが二重の手間を省くために省略した。
 1.) 換銀―佐賀蔵は懸屋を置かなかったので払米事務は屋敷で取りした。
 1.) 敷銀―佐賀蔵は懸屋を置かなかったので払米事務は屋敷で取りした。

敷まで掛屋に入れる。一般は翌日掛けるが、落札の俵数によっては宵 敷銀を掛屋に入れる。一般は翌日掛けるが、落札の俵数によっては宵 敷まを掛屋に入れる。一般は翌日掛けるが、落札の俵数によっては宵 敷まを掛屋に入れる。一般は翌日掛けるが、落札の俵数によっては宵 敷まで掛屋に入れる。一般は翌日掛けるが、落札の俵数によっては宵

②指紙-敷銀を入れた仲買は落札米の売却のため、数口に分割し掛屋は扱い口銭を屋敷から貰っている関係上、入目は取らなかった。

どが記載してある。落札米に対する所有権は移り。指紙所持人は落札た指紙を作る。指紙には蔵米の銘柄・俵数・落札値段・蔵出し日限な(②打約―勇勇をフォた在覧に落木≯の弓去のた& 数口に乞害し

人と同様、落札の日より七日以内に何時でも掛屋へ代銀を持参して皆	廻付する。中使頭は何月何日渡と切手裏面に裏書きすると、立会いの
納すると銀切手の交付が受けられる。	雑務目付落入判を与える。切手差出候控帳に俵数切手数を記入し、こ
③返米─敷銀を掛けない者は掛屋より中使頭へ通達してくる。中	れに雑務目付が印形を据える。もし、雑務目付が繁忙で立会不可能な
使頭は米仲買へ催告を試みる。それでも敷銀を入れない者は逃札とな	際には理由を頭人・目付へ申し出て、雑務下目付に立会い代理を委託
り落札は取り消される。掛屋・中使頭は米方役へ返米人を申達すれば	する。しかし、落入判の代理は認められていないから、下目付の手で
米方役は米方落札帳に逃札を記帳する。落札以後七日までに納入しな	一時封をして、翌日雑務目付の落入判を貰う。
い者は三匁の敷銀は流れて逃札となる。掛屋は米方役へ理由を上申し	③出米―出米は毎朝六ッより会所にて行う。蔵方役・横目の見張
米方役は米方落札帳から落札名前を除く。前者を無敷返米と云い、後	りの中、蔵を開け必要俵数を取出し蔵々の口に〈はへ〉に並べあげる。
者を敷銀流返米と唱える。共に米方落札帳に返米を記入し目付・雑務	米を渡し中に痛米があれば取り替え、痛米は早々に蔵へ戻し分かるよ
目付の印形が据えられる。	うにしておく。他人には蔵に近づけないようにする。出米を済ませば
④処分─無敷返米人は直ちに入札合印帳から取り除き、無敷返米	蔵口に鎖を下ろし、口封をする。米仲買共が米の出所に随い、出米の
の張紙を帖付し、蔵名前を取り上げる。敷銀流返米人は初回に限り寛	蔵を注文しても蔵に寄せ付けない。蔵次第に渡し依怙贔屓があっては
容してくれるが、再度に及べば入札合印帳から取り除き、敷銀流返米	ならない。出米の多忙を極る場合は先番より渡す。蔵出しは未明より
の張付けを貼付し蔵名前を召し上げる。指紙所持人が代銀を怠納する	日没までにする。
場合でも一切の責任は落札名前に帰属し、敷銀流返米人と同一の制裁	④引渡-〈はへ〉を客方に引き渡すには関係蔵役人以外、小仲、
処分を受ける。	神明講のものも立会う。惣用が米性、貫目、俵別を生し、秤を取り貫
(4)出米	目を改め、絵符を認めて挿めば、長六を運び上荷に積込みか、馬荷に
①銀切手-掛屋は米代銀の皆納を確認すると蔵元宛の請取手形、	仕立てる。目代は引き渡しの始終を取締監督をする。
所謂銀切手を書く、蔵元に銀切手を持参すると、米方役宛ての銀切手	⑤引合─中使頭は裏書き、落入判の銀切手に取り置く。これを上
と書替えてくれる。これを書替銀切手と唱える。	り切手と云う。出米後、中使頭は上り切手を以て米方役へ引合いをす
②裏書─書替銀切手を米方役に呈示して、出米を請求する。米方	る。引合は毎日雑務目付立会いの下に行う。これを小引合と呼ぶ。締
役は切手面の俵数に印形し、目付の番付、印形とを受けて、中使頭へ	まり引合は大締を三・七・九・十二の四回あり、切手と出米との引合

153

るのは出越を回避するためで	掛屋口銭は毎年の扱石高に対	Ì ≟
⑥指米─出指の停止は入指と同様、屋敷の内外を問わず下目付が	掛屋手代口銭は毎年銀五枚宛	宛(四人)
監督に当たる。もし、違反者を発見すると、必ずその旨を買請主へ通	尤も蔵元口銭は一万石に付き一分	さ一分の定めであったが、元文二年指米停
知すべきことを命じる。	止後、賃米と共に改める。	
(5)出切手		
①買持-落札人で買持を望むならば、蔵元の書替銀切手を米方役	4 経済	
へ呈示し、米切手の振出しを請求する。遅滞なく米切手を交付してく	天保十一年十月九日	新穀初礼三ッ七拾弐匁
れる。米切手なら正米の如く倉敷を支払う必要はない。また、屋敷に	天保十一年十一月十七日	御払米入札今日迄ニ而御蔵払三ッ石 五
於いて減量の補填を負担するを以て、蔵出の際は必ず通り目として、		拾六匁四分余
銘柄に対する一定数量に従い落札俵数の引渡しを受ける。さらに、米	嘉永三年十月八日	撰米百俵一昨六日上着二付初礼入於御役
切手は自由に売買が出来て、日々堂嶋の米市では盛んに取引される。		所開札三十俵 石二付百四拾七匁五分
質屋株を持たない者でも質物にして差し支えない。	十七日	御払米例年之通今日初入札役所出方 三
②追出―買持には一定の期限があり、翌年の廻米期末を期限とし、		百七拾俵 丹波屋正次郎落札 代三ッ百
その経過後は追出しとなる。追出し後もなお買持を継続するには番賃		三拾三匁
を徴収される。	嘉永三年十二月十一日	京都聞役小林信太郎為帰国着阪出立いた
③出米─蔵米が要用なら米切手を中使頭へ呈示の上出米を請求す		म
ればよい。出米の手続きは裏書・落入判・出米・引合・指米は前に同	嘉永四年二月二十二日	生蝋代金壱万両炭屋彦五郎ゟ受取今日御
Ľ°		国下シ取斗御小人甚三郎・彦蔵右才料申
⑹口銭─佐賀蔵が払米に対し、与えている口銭は、蔵元口銭・掛屋		付差下
口銭・中使給米の三種。	文久元年十一月二十七日	餅米九百俵入札 代銀石百五拾壱匁壱分
蔵元口銭は毎年売米石高の多少に不拘、銀一貫三百三十三匁(一人)		五厘
蔵元手代口銭は毎年銀三百目宛(二人)	文久元年十一月十九日	御米入札壱万八千三百俵 三ッ百三拾弐

	匁八分 <i>6</i> 三分五り 迄	勿論、文久元年十一月十九日の「三ッ百三拾弐匁八分る三分五り迄」
天保十一年四月十九日	御屋敷内并川御船豊前座福嶋新舟町御蔵	は希望価格で落札価格ではない。文久元年十一月十九日には相場が
	之損所見分として罷越	立っていない。同十八日は百二十九匁七分、二十日は百三十一匁八分、
天保十一年十月七日	豊前座福嶋新船町御蔵之封印切ハ作事所	これ以降は百三十匁以上が続くから蔵屋敷は相場が上がる情報を入手
	并他所御借藏見分等罷越	していた。結果は十八日に三匁一分から二匁六分五厘と大きい。しか
十 一 日	安治川冨嶋古川福嶋江御借蔵為見分舟ニ	も、米を捌く量が壱万八千三百俵、石にして六千百石と膨大な量で、
	而罷越	金額は六千百石×百二十九匁七分=七百九十一貫百七十匁、二十日の
天保十一年十一月十四日	福嶋豊前座御蔵所見分罷越	百三十一匁八分で計算すると、六千百石×百三十一匁八分=八百三貫
十二月六日	福嶋豊前座御蔵御米見分出方	九百八十目となり、十八日の差額は十二貫八百拾目となる。
嘉永三年三月七日	新船町御蔵入痛米見分	もし、蔵屋敷の思惑通り百三拾弐匁八分だと六千百石×百三拾弐匁
	福嶋豊前座御蔵并御借家損所見分罷越	八分=八百十貫八十目、十八日との差額は十八貫九十一匁となる。改
六月五日	新船町福嶋豊前座三ヶ所御手蔵破損所并	めて相場の怖さを知る。
	痛米等見分出方	蔵屋敷は本国から廻送されて来る米・麦・大豆や餅米などを捌く
九月十九日	彦太夫方御手蔵所見分二付同道罷越	が、大量の物資を保管するのに蔵屋敷に保管するが蔵が一杯になれば
天保十一年十月九日の初れ	天保十一年十月九日の初入札は一石で銀七拾弐匁と安かった。福岡	近くの屋敷を利用するが、それが中屋敷であったり下屋敷である。水
藩は米だけでなく、嘉永四年	藩は米だけでなく、嘉永四年二月二十二日では生蝋を捌き金壱万両を	帳や竈図に〈掛屋敷〉とでてくるのも蔵屋敷。福岡藩も同様に〈豊前
受取り、文久元年十一月二-	文久元年十一月二十七日には餅米九百俵を入札、「永代蔵」	座福嶋御蔵〉、〈安治川冨嶋古川福嶋江御借蔵〉〈新舟町御蔵〉は堂島
には餅米の内入実がない。しかし、秋月藩には	しかし、秋月藩には「秋月餅米三ッ石ゟ壱	新船町、『大坂町鑑集成』では堂じま、世ニ合羽じまといふ、堂じま
升」とあって、秋月藩は福岡	升」とあって、秋月藩は福岡藩の支配下にあり、経済圏から大きな違	浜すじ西の端、汐津ばしゟ西へ。〈豊前座〉は町の異名で、中のしま
いはない。そこから秋月藩の	いはない。そこから秋月藩の史料を利用する。九百俵÷三・〇一=二	湊ばし北詰。
百九十石三斗になる。二百九	九十石三斗になる。二百九十石三斗×百五拾壱匁壱分五厘=四十三	〈安治川冨嶋〉は富島壱丁目・同弐丁目とあるが、富島壱丁目はあ
貫八百七十八匁八分四厘余となる。	となる。	ぢ川橋南詰めうら側、同弐丁目は同西ノ丁国津ばし迄。〈古川福嶋江

御借蔵〉は古川壱丁目はあ	御借蔵〉は古川壱丁目はあぢ川ばしる南、古川弐丁目は同西ノ丁、南	同十二日以降下がってきた。
ハ九条じま。福島。と計五	ハ九条じま。福島。と計五箇所の蔵屋敷が存在したが、天保十一年四	文久二年六月四日の払米は千五十六俵、福岡藩の一石は〈三つ〉と
月十九日迄は〈新舟町御蔵	〈新舟町御蔵〉〈豊前座〉〈福嶋〉の三箇所を所有してい	あるから三百五十二石となる。三百五十二石×百五拾壱匁六分=五十
たが手狭になったのか、「天保十一年十月十一日	天保十一年十月十一日 安治川富嶋古川福	三貫三百六十三匁二分となる。こうして申年の米を処分した。
嶋江御借蔵為見分舟ニ而罷	嶋江御借蔵為見分舟ニ而罷越」、新たに〈冨嶋〉〈古川〉〈福嶋〉の蔵	
を見分に出かけた記事がある。	5~°	文久元年十二月四日 油屋種次郎呼出御旧借八ヶ年々延之分尚
		又六ヶ年延御頼談之趣申達
文久二年正月十七日	春壳御米初札 六千俵百四拾五匁四分ゟ	五日 御蔵元初惣御銀主名代中御長屋へ罷出此
	同三分迄	度之御頼談一同御受申出
文久二年六月四日	申年米弐千五拾六俵御払 代銀石百五拾	福岡藩も至るところで借金をしているが、福岡藩だけが借金をして
	壱匁六分	いた訳ではない。この時代に多くの大名達が経験したことである。借
文久二年正月十七日には	文久二年正月十七日には春の初札を例によって一石に換算すると六	金返済は苦痛の種で、借金先の商人をさまざまな形で接待したり、ご
千俵は二千石となる。『大町	千俵は二千石となる。『大阪に於ける幕末米価変動史』の文久二年正	機嫌伺いなどを繰り返す。身分上では武士が上位にあるから、あくま
月十七日の項、筑前米は「百	月十七日の項、筑前米は「百四十四匁五分」だが、この年は豊作であっ	で丁寧に付合うが、本音は如何に借金を断り、如何に接待を受けずに
たから、米価は低落になる	たから、米価は低落になる筈であった。しかしながら幕末の騒擾の人	付合う事しか念頭になく、武士と商人は水面下で虚々実々の駆け引き
気により、依然として高値	気により、依然として高値だった。七月中旬になって、下落の兆しが	を展開していた。
見えたが地方の不作が伝わ	見えたが地方の不作が伝わってきて、再び高値になった。蔵屋敷の読	新規の借金が困難だと思われると、従前の借金を年賦にしたり、元
みとしては高値で落札でき	みとしては高値で落札できればよいのだが、生憎、意に反して希望値	金を据え置きにして利息のみの支払いを要求していった。文久元年十
と落札したと思われる値の	と落札したと思われる値の差は、銀九分から八分だった。金額にして	二月四日に福岡藩蔵屋敷に呼ばれた油屋種次郎は福岡藩に貸付けてい
一貫八百目から一貫六百目が読みの差額だった。	いが読みの差額だった。	る古い借金が返済できなくて、八ヶ年の年賦になっている折り、更に
同年一月八日は百四十五匁八分、	「匁八分、同九日は百四十六匁五分の高値を	六ヶ年の年賦延長を頼んできた。
受けて、希望の値は百四拾	希望の値は百四拾五匁四分ゟ同三分迄位を期待していたが、	翌五日には蔵元を初め、総ての銀主と名代を対象に借金の年賦を頼

ものはないが、土屋能登守が借用した大名貸し証文があるので紹介す普通、これらの借金は大名貸しと呼ばれているが、手元に福岡藩の

西川與次右衛門印

新治兵衛印

まれた、ここは一同無理を承知で引き受けてしまう。

る

0	山田喜四郎印
覚	
合銀拾六貫百四拾七匁	
	古座屋
右書面之銀土屋能登守為要用借用申候処勝手向	武兵衛殿
不如意ニ付去ル安永八亥年る去天明六午年迄元利共渡方	
差延断申入置候二付当未暮済方取斗可申処近年打続	右拾ヶ年渡シ銀之分此證文江裏書を以年々相渡可申候間
領分作毛不熟并洪水其外無拠物入等多差支候依之右	其度々別紙請取手形差出シ可被申候以上
年数相滞候利足銀盛上此度元銀江佶込都合書面之	天明四年の武鑑によると、土屋能登守の居城は常州土浦にあり、九
銀高元銀二相定向後無利足当未年な来ル辰年迄拾ヶ年	萬五千石の領地を有する。右の証文は安永八年から天明六年までの期
之間右元銀之内江拾貫目二付作州米三俵宛毎冬払立	間中、元利共支払えないと申入れしていた。しかも、天明七年の暮迄
平均直段代銀を以相渡可申趣一統御得意ニ付則当末暮る	に完済する予定であったが、領内の作物が不熟でその上洪水に見舞わ
拾ヶ年之間右渡シ方之通聊無相違相渡可申候尤右年限	れて大変だった。その他物入りもあって返済できなかったが、書面の
相済候者猶又其節済方可及御示談候為後證仍如件	金額、合銀拾六貫百四拾七匁はこの期間の利息を込め、拾カ年は無利
	息で借用する。しかし、元銀十貫に付き作州米三俵を毎年冬に平均値
天明七丁未年十二月 北山藤右衛門印	段でもって支払う証文を古座屋武兵衛宛に認めている。
小野市郎右衛門印	現在の常識からすると組織の長が借用主になるのにここでは家来八
蛭沼半吾印	人が連著している。この家来の一人、山田喜四郎は天明四年の武鑑で

157

風祭多助印

は年寄となっている。

5 船宿		後・長崎・日向・大隅・薩摩・壱岐・対馬・伊勢・尾張・駿河・三
天保十一年三月十七日	安治川二丁目船宿筥屋下着船即刻手明る	河・遠江・江戸など内陸部や東北・北海道を除く国々と交易を図って
	御屋敷へ相届候付廣田・南部并荻原幸十	いる姿は大阪経済を彷彿させる。
	郎へ着船之趣手紙ヲ以申遣候事	
嘉永三年二月十二日	当所ニ船方用事有之暫く相滞相済次第出	六、蔵屋敷と歳時
	船致候事未刻大坂安治川着船筥屋定七前	
	二繋船	歳時は人日であれ、雛祭・端午の節句・七夕など原義はとっくに喪
ここでの船宿は釣漁などの	ここでの船宿は釣漁などの貸し船・遊船の意味合いではなく、船に	失しまっている。
よる運送を業とした。当然、	よる運送を業とした。当然、船頭や水主などが宿泊したり、荷物を積	その日が商人・町人・武士達にとって重要な日であるのは、その日
送する荷主及び従事者が宿泊する。	旧する。	は家族を含めて使用人達にも楽しい日であった。五節句と呼ばれ、一
天保十一年三月十七日の	天保十一年三月十七日の記事に見える安治川二丁目船宿筥屋と嘉永	月七日の人日、三月三日の上巳、五月五日の端午、七月七日の七夕、
三年二月十二日の大坂安治日	三年二月十二日の大坂安治川の筥屋定七とは同じ人物だろうか。天保	九月九日の重陽とあった。この五節句以外にも暦には雑節がある。節
十一年と嘉永三年では十年6	十一年と嘉永三年では十年の開きがあって、同人物かどうかは判断で	分・彼岸・土用などでは各地で節分祭や墓参りやお萩・牡丹餅を作っ
きない。		て食する。土用は暑気払いもかねて古来より土用には蜆や卵・餅を食
『仁風便覧』によると安治	『仁風便覧』によると安治川南一丁目から同四丁目、安治川北一丁	べる風習がある、これらの食物の上に〈土用〉を付して土用蜆・土用
目から同三丁目、安治川上	目から同三丁目、安治川上一丁目から同二丁目までが安治川の正式町	卵・土用餅と云っている。土用の鰻も全く同じ意味だが土用に鰻を食
名で、この中で筥屋嘉右衛門	名で、この中で筥屋嘉右衛門が安治川上二丁目に存在しただけである。	べるのは平賀源内の影響か。
安永六年刊の『難波丸綱』	安永六年刊の『難波丸綱目』には大阪と地方を結ぶ船宿と問屋の一	これとは別に年中行事か民俗に含まれているが、初午と大祓えがあ
覧表が掲載されているが和	覧表が掲載されているが和泉・摂州・播磨・備前・備中・備後・芸	る。ここでは大祓えについて一言付す。
州・周防・長門・紀州・淡路・阿波	:路・阿波・讃岐・伊予・土佐・丹後・但	六月と十二月の晦日に行われた祓えの神事で、人々が犯した罪や穢
馬・因幡・伯耆・出雲・岩	出雲・岩見・隠岐・若狭・越前・加賀・能登・越	れを除去するのに行われ六月を「夏越の祓え」十二月を「年越の祓え」
中・越後・出羽・奥州・松	・松前・豊後・豊前・筑後・筑前・肥前・肥	と云われている。神社で行われる「茅の輪」をくぐって穢れを祓う

文久元年九月九日 重	九日 重	儀	七日西・	五日 式	嘉永三年三月三日 上二	天保十二年三月三日 御知	九日 御日	七日七・	に	外江	天保十一年三月三日 此	広まった。	流し雛となり、上巳の祓えは江	れを移して、川や海に流して不知	形代と呼ばれる祓えのときに	巳の日の祓えとして貴族間に広、	安時代には宮中で曲水の宴を催し、	五節句の中で雛祭の原義を辿る。	供が喜ぶ顔見たさに演出するが、	「浪速詰方日記」にもいくつ	「茅の輪祭り」を行うところが多い。
重陽ノ祝	重陽祝儀如例	儀無之	西丸御簾中様御逝去御穏便中ニ而七夕祝	式日祝儀如例	上巳為祝儀御銀主中追々入来	御穏便中上巳祝義無之曽袮崎野辺へ遊歩	御銀主中祝義入来例之通	七夕祝儀来客例ノ如	にて殊更にはよく霞の海を行たる、	江酒出す、(中略)けふハ上巳の節供	此所ニ而上巳お祝甚太郎・辰次郎梶取其		上巳の祓えは江戸時代以降雛祭りとなって庶民の間に	川や海に流して不浄を祓った。この習俗が各地に残り、	形代と呼ばれる祓えのときに用いた紙の人形を作り、その人形に穢	の祓えとして貴族間に広まった、これを「上巳の祓」と云う。	し、祓えを行うようになった。上巳は	る。旧暦三月三日の上旬の巳の日、平	供が喜ぶ顔見たさに演出するが、当のご本人は横並びの意識しかない。	浪速詰方日記」にもいくつか記載されている。いずれにしても子	多い。
	参するのも恒例となっている。	重陽の場合も変わらない。重陽ノ祝をし、また、御銀主が祝儀を持	<i>د</i> ی	七日には西丸御簾中様御逝去の訃報が入ると七夕祝儀はおこなわれな	七夕の歳時も同じで、御銀主達は祝儀を持参する。だが嘉永三年の	たま大岡を悩ましていた脳腫瘍だと思われる。	岡に不快感が襲ってきたので、招待客を断っている。この不快感は時	待した客で一杯になる筈であった。しかし、文久二年の五月五日は大	端午の節句も同様で、御銀主達が祝儀を持参する。夜にもなると招	を胸に仕舞い込んだことだろう。	招いて節句のお祝いをする。招待をされた身分の低い人も小さな喜び	が眼に浮かぶ。文久二年三月三日には夕方になると御屋敷に働く人を	と、嘉永三年三月三日は祝儀を持参した御銀主が続々屋敷に来る情景	言を待たない。それでは何事も起こらない普通の時の状態を例にとる	崎辺りに散歩し、その後は曾根崎二丁目の〈河佐〉にしけ込んだのは	日は不幸があり、祝儀は遠慮した。それだけではつまらないので曾根	更に水主に至るまで酒を振る舞ったことがわかる。天保十二年三月三	天保十一年三月三日を迎えた場所は船中だった。船頭から舵取り、	五月五日 端午 夜来之不快二付引入客対等相断	相祝	文久二年三月三日 上巳礼追々来客 夕御屋敷中相招節句

	に
七、幕末のにおい	る
	出
1 盗難と訴訟	
嘉永三年十月、五~六日前御屋敷内住居上仲師九平方へ白昼盗賊入	+
込金子盜取候旨、尤も表立御奉行所へ届候而ハ様々手数込候付相届不	<
申内分承置呉候様申出右故態と員数等者不申出候よし	
五~六日前と云うと九月晦日か十月の始め頃、福岡藩の蔵屋敷に盗	に
賊が入り仲仕の九平方から金子を盗んだ。金額が明らかにされていな	
いのと、〈五~六日前〉と云う朧かな記憶がさして大金を盗まれた様	ろ
子はない。	な
次に庶民の頭痛の種だった奉行所の手続きが非常に面倒臭かった。	る
これだけでも訴えるのが疎かになっていいと思う。	
江戸時代の三都(江戸・京都・大阪)は風俗・行政・文化も少しづ	
つ違っていた。奉行所の機能も江戸と大阪では違っていて、江戸の	
『江戸町奉行事蹟問答』でも同様の事を指摘している。	
巻五日々訴の部として、日々訴人は、町々支配名主方にて下調い	
たし、町法の通り訴状を認め、町役人附添、月番奉行所へ出るな	
り。表門溜りより入、当番所前に至り、椽下に着座して、恐なか	
ら申上候と云て訴状を棒るなり。右区別様々ありて繁雑なれば大	
略を示さん。	
江戸の訴訟一つとっても大変さがわかる。訴人は奉行所が定める日	

奉行所の少な	天明六年	天明五年	天明四年	天明三年	天明二年	同二年	元文元年	享保二十年		るかも知れない。	ないかどのように感じるだろうか。	る。そして、一	金銭に係わる	には興味深い史	大阪の裁判に	、江戸に至っ	-年を過ぎた證	時効の問題も	山したり、料亭	る。この当時で	に出座しなけれ	
い人数でこれ	(一七八六)	(一七八五)	(一七八四)	(一七八三)	(一七八二)	(一七三七)	(一七三六)	- (一七三五)		0	に感じるだろ	年間の公事訴	金銭に係わる事件を〈公事〉、	い史料が紹介されている。	の裁判に関係する諸論考をまとめた	ては「年古き	文では請求が	制度として整	で接待して聞	も情報収集の	ばならないが	
だけの事件を処	二五六〇件	三五七〇件	五一九五件	五六一三件	四三六二件	四〇五件	五六六件	五七七件	公事			一年間の公事訴訟の件数を列記すると、		ている。		、江戸に至っては「年古き證文」も請求はできた。	年を過ぎた證文では請求ができなかった。	時効の問題も制度として整備確立していたわけでは	日したり、料亭で接待して聞き出す場合もあった。	為に関係する人	下宿に宿泊しな	
い人数でこれだけの事件を処理するのだから、日	一〇七一八件	一二七一五件	一八九六四件	二二二五五件	一五八三九件	一〇一五二件	一二二五一件	一三〇四八件	訴訟		思いのほかの数字を見て愕然とす	読者は多い	民事関係を〈訴訟〉と大まかに分け		『大阪の町奉行所と裁判』	できた。	京都の年数は三十年と長	わけではない。大阪	った。	この当時でも情報収集の為に関係する人に手土産を持参して聞き	2出座しなければならないが下宿に宿泊しながら何ヶ月も裁判はかか	
日数が											ぶとす	、 か 少	分け		劉		- と 長	反では		、 聞 き	なかか	

かかるのは仕方がないと人々は考えていた。
大阪の東西奉行所の与力は三十騎、一人で何役も担当しているのが
実情で、ここで問題になっている盗賊役の任務は火付・盗賊・博奕・
暴行などの捕縛吟味をつかさどり、摂津・河内・和泉・播磨の御領私
領の取締りを担当した。遠国役は金銭出入りについては、西国二十六
ヶ国の者を相手とする事件にも管轄権を有し、これらの訴状を受理し
たときは、相手方住所の大名蔵屋敷の留守居などに送達呼び出しをな
さしめた。
管轄は重要で裁判を起こす場合どのようにすればよいのか、大阪・
京都・奈良の各奉行所のうちどこへ訴えたらよいかわからない。住所
が別々なら一人一人別な奉行所に訴えることになりかねない。このよ
うな場合には「連判初筆」と云って、もし、大阪の人が連判の筆頭に
記名してあると大阪町奉行所で事件を受理することになる。
大阪の町奉行所は摂津・河内・和泉・播磨の四カ国に金銭出入りの
裁判権を保有していた。大阪の経済圏が拡大していく中で、天明三年
に特例として、中国・四国・九州の二十六カ国の金銭出入りは大阪の
町奉行所で扱うと定めている。従前これらの二十六カ国のうち、相手
が私領の者の場合は寺社奉行、御領の場合は勘定奉行となっていたか
ら、訴訟上請求するためには江戸まで出府しなければならなかったの
が、大阪の町奉行所で受理されるようになった。
煩雑さを苦痛に思いながら訴訟に持ち込んだら、公事出入りのため
町奉行所に出頭してきた当時者や、公事見舞いとして同道者たちが奉

び、『江戸の訴訟』から、「吟右衛門は在村中も江戸訴訟対策を忘れて るのは当事者の破産と費用の精算である。できうるなら訴訟に持ち込 度訴訟に及べば商家なら自己破産も辞さず。 者はよいが、辺鄙な場所から訴訟のために出てくるのは長引く訴訟で Ł 荷物賃七百文を支払って送っている。」このような事は江戸在住時か はいない。 まないのが賢明な策と云える。 る訴訟なら村全体で費用を捻出する。 滞在費用を遣ったり、 べく香の物并一菜の弁当を持参せよとなっている。大阪や江戸に住む もかかる。その一方で下宿では座料、 行所で順番を待っている場所を当初江戸では溜、大阪では腰掛と区別 て金三朱と三百文の「かまほこ」を、三島の魚半という魚屋から飛脚 石見守親義の用人柳田東助、それに兄の渡辺楷助の三人に御挨拶とし していたが江戸時代末期には区別は無くなっていた。 裁判になると、関係者に土産が必需品であることは先に述べた。 昼食を腰掛けでとるのは、いちいち昼食のために下宿へ帰っている 順番がきて呼び込みの際、 正月十五日、 関係者の土産・接待の費用の負担も大きい。 勘定奉行池田播磨守頼方の用人安井錦作、 腰掛けにいないと不便であるのと迷惑 酒食の費用もかさむので、なる 訴訟が終了しても待ち受けてい 村人の場合で村に関係す 堀 再

ない。それは訴状・返答書の奥書のためには必要事項であった。訴訟に付き添う町年寄や庄屋は訴訟の内容を把握していなければなら訴訟に関係する書類は形式的で、専門的な知識を必要としたから、

ら心掛けていたことで、その延長でしかない。

大阪では町会所があり、元は髪結いが始めたものだが、この頃は町	年を開くと、
きっていた。	大坂御城代―御城番京橋口―同御組与力衆三十騎丨同御組同心衆
訴状を相手へ送り対決日が指定される。その時の文言は「若於不参	百人
可為曲事」と書き、もし、対決日に欠席すると曲事・落度などとして	御城番玉造口——同御組与力衆三十騎——同御組同心衆
制裁を受ける。例外として病気の場合は許された。病気以外の理由は	百人
認容されないから、願人と連署の断書を出し対決延期を願い出る。こ	京橋口と玉造口にそれぞれ三十騎づつ存在して、警固の要だと云っ
の場合、所役人も関係するので所役人間の申し合わせで提出し、病気	てもよい。
断を申し出ると病気を見届けた上、対決日を延期し、代人が延期の手	この事件は主人の母親と主人の弟を殺害した。どのような方法で殺
続きをなした。	害したかは不明だし、また、下女が一方的に悪いとは云えない。下女
最後に『江戸の訴訟』ら結末を引用しなければならない。「一日銀	の言い分も聞いてみないと判断はできないが主人殺し、あるいは類す
十匁とすると吟右衛門一人だけで二〇八日、二〇八〇匁、六十匁一両	る人の殺人は死刑になる。
とすると約三十五両にも達するのである。(中略)総額二百四十一両	この下女は野江刑場で磔になった。
で決着した訴訟費用を、誰からどのようにして負担したらよいのか、」	文化三年の増修改正摂州大阪地図には(野江)刑場、(飛田)刑場、
右の事情を鑑みれば盗まれた金額が生活に影響がなかったり、商売	(道頓堀)刑場但斬罪も行之、(難波島)刑場但船手御仕置の四箇所
上に支障がなければ奉行所に訴え出る様な愚は起こさない。	が掲載されている。
2 殺人事件	3 大塩平八郎
天保十一年九月十八日、御城与力之下女頃日主人之母弟を殺候付	天保十一年五月二十九日 当月初旬ゟ北神明宮天満霊符神堀川夷
野江と申所ニ而今日磔罪ニ被処候よし	社砂持と申候事有之町中大ニ賑ひ候、就中堂嶋辺久々所々神納造
与力といえばテレビの時代劇か時代劇映画でお馴染みの町奉行所に	り物等出来群集いたす、去ル酉年妖賊大塩平八郎乱妨放火ニ而諸
勤務する与力が私たちの頭をかすめる。しかし、お城に勤番する者に	社焼失後此節追々造営ニ付砂持と申事有之

とって、〈与力〉はいろんな顔を見せてくれる。『大阪袖鑑』の天保六

大岡克俊が三年前の大塩事件を福岡で知ったのか、大阪の蔵屋敷の

チヤンとなる どんちやん~~ どんちやん その日ハ大そうど
とうちや はつとなく 方々のはんしやううちや チヤン (~の
く浪人てつぼう 同心こんで どつとうちや ぽんとなる どん
ばか手しやの 大塩さんハ 町ハげしなし やきはなし かんぞ
大しほそうどう
が記録した歌に山寺の和尚さんのかへ歌、天保八酉年二月十九日朝る
大塩の暴挙については意見の分かれるところであるが平野屋武兵衛
とがなかった。
なったが、朱子学や陽明学を勉強した大塩平八郎の姿を人々は見るこ
しながら、林述斎から朱子学を勉強し後に陽明学を勉強することに
庶民を始め武士達も大塩の与力としての勤務を評価していた。しか
は高まった。
公明正大で果断な処置は人々の信望を集めて近畿一円にまでその名声
せた。文政三年には吟味役となり、賄賂政治・邪教・悪徳官吏を取締、
の働きは文化八年に、市中を悩ませた海賊数十人を捕まえて勇名を馳
が、何故このような事件を起こしたかは解らない。与力としての大塩
つまり、不可解な賊、大塩平八郎の事件は乱暴といった認識はある
る。 る。
右の言葉中に〈妖賊〉とは、あやしいとかばけものといった意味があ
事件を書き留めた。「去ル酉年妖賊大塩平八郎乱妨放火ニ而諸社焼失」
もらったかは不明である。神社が造営されていく姿を見て、三年前の
藩士に教えてもらったのか、それとも交際のある御銀主中から教えて

う

厄馬音)て高な丁ともきんっこ干戎で、良へが失喜と寺っ、司い神波ばし一寸天神橋まで おしてもらを むこへゆかれぬ それそつこでやいなア ぽんすどんすハ 大塩そだちこしに弁当 玉ぐすりやけてしまへバ セうことがござらぬ ほう〳〵そこで どふじつゞき

鳴らし、どんちやん騒ぎの大騒動になった。 達も巻き込んで鉄砲をどんと撃ち、町中の半鐘を打つ人がチヤン/~ 馬鹿儒者の大塩は町を焼き払った奸賊で、浪人が鉄砲を持ち、同心

認識を人々は持っていた。物を含めて殺傷したり、町中を焼き払う愚挙は許されない行為だとのれた理想や理想郷を描いていたとしても、政治の裏舞台で暗躍した人一番の替え歌の意味を私なりに解釈した。すべては〈馬鹿儒者〉が

にとどめている。赤穂事件と大塩事件とは根本的に違っている。でとどめている。赤穂事件と大塩事件とは根本的に違っている。赤穂事件が起こり、赤穂浪士が吉良上野介に対するお咎めのような初歩的なことがわからなかったのだろうか。元禄時代に有名のような初歩的なことがわからなかったのだろうか。元禄時代に有名のような初歩的なことがわからなかったのだろうか。元禄時代に有名のような初歩的なことが拒否している。もしも、大塩の理念を通すならですか、どこって改革が着手されたためしがない。そのような初歩的なことがわからなかったのだろうか。元禄時代に有名のような初歩的なことがしたとは、現在の生活と引き替えに代

廻り、 てる。 善右衛門宅を石火矢で三度打込み焼き上がる。三井・岩城・鴻池屋庄 Ø 兵衛・同善五郎・平野屋五兵衛・天王寺屋五兵衛などを打立て焼き立 熊見六竹が筆記 喜助・炭屋善五郎・同彦五郎・茨木屋萬太郎・鐵屋庄右衛門などを始 高麗橋では三井・岩城などの所々へ打込み、上町へ渡り方々へ打込み を打込む。天王寺屋五兵衛・平野屋五兵衛・山本三次郎などを打廻り 神橋を南へ渡り、難波橋から船場へ渡り鴻池善右衛門宅や土蔵へ大筒 寺へ火矢・鉄砲を打込む。十丁目を南へ渡り方々へ大筒を打込む。天 力町も残らず放火、西与力町も放火、寺町より天神宮・佛正寺・興正 長濱屋八之助が見聞の記 にまとめて紹介する。 えた子の前では一ヶの御握りを食べさせたいことになる。 て物価の高騰を招くことがある。 庶民は冷ややかな眼で見ていたことになる。 天満与力町の東四軒家敷与力宅より出火、 大塩・朝岡助之丞宅へ大筒を打ち込み放火、東照権現宮を焼く、与 大塩事件を見聞した人達の意見はどのようなものだったのか、 富豪の大家を目掛けて数十ヶ所へ大筒を打廻り申候。 船場一面は火に包まれる。安土町南側まで類焼。上町は八軒屋 米屋平右衛門を始め所々へ放火をする。 東天満残らず類焼。 又、船場へ渡り、米屋 理想よりは現実を、 鴻池 簡単 飢

端東へ東御番所迄、それより下は谷町筋内本町迄、広大な大火なり。

米平へ石火矢を打込む、天神橋が焼け落ち、

上町西は川

より除々に、

野口市郎右衛門見聞の記録	ないのは当時の幕府への配慮で云いたい事を差し控えた。
大塩宅より出火、大筒で朝岡助之丞宅へ打込み、与力町の東西を火	猪飼敬所から平松健之助に宛た書簡の日付は二月二十七日とある。
にかけ、天神境内・天満御堂佛照寺辺に火をかけ、天神橋を切り落と	大塩事件後に書かれた手紙によると、「大塩ハ大坂町人皆服し居候故
し、悪党どもは北浜の家々に大筒を打込み火をかけ、今橋筋へ出て、	丸焼ニ合候而もやハり大塩様ノ御働にて世直り可申と悦居候由 此節
鴻池善右衛門宅に大筒を打ち、鴻池他治郎・庄衛方諸蔵を開けて火を	風聞ニハ大塩先期関東寺社奉行へ其企ヲ届ヶ 上ノ政ヲ譏り救民ノ為
つけ盗み取り、の相聞もある。	ニ事ヲ挙ク 由井丸橋か類ニあらすと云 関東る此書事発スル後ニ申
長濱屋八之助が見聞の記・熊見六竹が筆記・野口市郎右衛門見聞の	来り候(大和)河内へハ大塩落書致し其趣意ノ述候由]ここでも大塩
記録を読んで感じるのは町中が騒乱状態にあって、別の言葉に置き換	の思想を信じ、支持している。〈大塩ハ大坂町人皆服し居候〉〈大塩様
えるなら戦争の場面だと云ってもよい。	ノ御働にて世直り可申と悦居候由〉猪飼敬所は大塩の事を本気で大阪
有名店である今橋筋の鴻池屋・平野屋・天王寺屋を焼き、高麗橋筋	の多くの町人が大塩に対して尊敬していたり、世直しが可能だと信じ
では三井・岩城を焼き、上町では米屋喜兵衛を焼き、与力町の大岡・	ていたのか、不認識だと云わなければならない。その証拠に大塩から
朝岡宅の類焼、更に天神・佛照寺の焼きなど次から次へと展開するド	施行してもらった人の内、どれだけの人が二月十九日に参加したのか。
キュメントに、現在の報道写真家や現場取材記者のようにテレビカメ	由井丸橋か類ニあらすと云、しかし、似たようなもんだ。理想を持ち
ラを持ち込んで最新の映像を送るようにはいかない。	ながら現実に悪い奴らを逮捕して処刑しても、庶民は大塩の事を絶対
この記録には〈見聞の記〉〈筆記〉〈見聞の記録〉という立場だが、	的と見ないだろう。
いずれにしても記録者が事件を一人で追って記録する範囲は狭い。だ	世界は小さな出来事では動かないし、庶民は賢いし、否、狡賢い。
からこそ多くの人に事件を聞いてまとめている。細かい所では見聞の	損な取引には応じない。そんな庶民の実態を知らない猪飼敬所や大塩
差が出ているし、第一騒乱状態で的確な情報を得ることが一番困難で	一党の浅はかさは隠せない。
ある。そのあたり同じ記録でも「北辺火事一件留」によると御本家に	特に大塩の考え方が「大塩平八郎檄文」に色濃く出ている。この檄
大筒を打込まれ大変であるのに、この記録では〈事実〉だけを書き留	文を整理してみる。
めようとしている。	一、道徳仁義を蔑ろにしている。
この記録では大塩一味に対して悪人・悪党と云う言葉以外見つから	二、大阪の金持ちは諸大名に貸付けて利潤を上げ、扶持米を掠め取

五番目は納得できる	派手に振る舞い、お陰で『大阪市史』には華美な振る舞いの禁令が何
物を食し〉という具合	鴻池善右衛門の家訓でも質素倹約に励んでいたが、一部の商人達が
当然である。大岡も様	金を分け与えて欲しかった。
のご機嫌伺いをしてい	ある〉ことが商売人の倫理であるのに、そのような倫理よりも貧民に
彼らを誘引しなけれげ	鴻池屋は質素倹約に励んでいたのは事実であるし、大塩には〈金が
るのではなく、武士の	福に暮らしている姿に我慢ができなかった。
揚屋・茶屋へ大名の	大塩は両替商達が大名貸しで儲け、それにより扶持米をもらい、裕
問題として仕方がない	の仲間でも道徳仁義が知らない者もいる。
あって主家から認知さ	それを盾に挨拶などが疎かになっている。三つ目に出仕しても諸役人
問題ではなく制度の問	岡にとっては感情的に面白くない。二つ目には金持ちが経済を掌握し、
〈妾宅に行き〉 は手	この時代に道徳仁義を蔑ろにする、と云う意味は朱子学を修めた大
<i>د</i> ، ۲	来れば、米や金を分けあたえる。
どに嫌がらせを受けて	で騒動が起これば、あるいはそのように聞き伝えたなら大阪に
いことはない。もう一	七、穴蔵に蓄えた金銀銭など、諸蔵屋敷内に隠している俵米を大阪
れに御用金や施行は度	阪の金持ち町人共を誅戮におよぶ。
餓死・貧人・乞食の	六、下民を悩まし苦しめた諸役人を先誅伐いたし、驕りに長じた大
凄い豪邸を想像するの	わらものを妓女と共に迎え、平常同様に遊楽に耽る。
る鴻池善右衛門の屋敷	五、高価な酒を湯水のように呑み、難渋な時節に絹服を着用し、か
に行くのも楽しみのひ	引する。
巡りの途中に寄ったり	四、美味しい物を食し、妾宅に行き、揚屋・茶屋へ大名の家来を誘
大阪に用事で来阪し	三、今回の天災天罰を見ながら畏も不致、餓死の貧人乞食を救わず。
度も発布されている。	り、裕福に暮らしている。

ない。 こている。そのような場所で美味しい物を食するのは 具合になるのだろう。 .も様々な接待場所に誘引されているから〈美味しい ればならないのか、実際は金を借りる武士が商人達 、士の接待からのお返しである。 (名の家来を招待している。何も家来達を誘引してい |知されて独立する。それから結婚するから、 の問題である。別家であれば、 **Xけていた商人達にとって感情的な問題も見逃せな** う一つこまかいことであるが、日常、乞食・非人な は度重なっていて、大塩の云うように救済していな |食の問題は幕府にあって町人達の問題ではない。そ るのだが意に反して質素な佇まいだった。 「阪したり、伊勢参宮や金毘羅参詣・西国三十三箇所 は手代・番頭の結婚は家訓に縛られていて、個人の 屋敷を見物に行くが、見物者はがっかりする。もの のひとつだった。その一つとして天下の金持ちであ たり、これらの参詣が終ってから京都・大阪に見物 一応の経験とお金が 金を貸す商人が何故 性的な

きるものの七番目については泥棒さながら盗賊であ

4 は遠く、五十有余年を待たなければならなかった。 江戸時代の農業は日照問題・品種改良など、問題が山積みされていた。 る。こんなことは一時的には救済したり、解消するかも知れないが、 経済についても鎖国状態では必要な物資が輸入できず、近代化の道 寺田屋事件

分	有	古	÷	文久二年四月二十五日 一	÷
	有之大二及騒動候由風説区二而実説難相	六人打向及刃傷過半切伏候由逃亡之者も	十余人止宿之処同所薩摩屋敷る討手之士	昨廿三日夜伏見寺田屋二而薩摩家中五	

5
寺田屋事件の背景には焦りがあった。安政の大獄が失敗に終り、そ
の後、島津久光がいっこうに立ち上がる気配がなく、大阪にいる薩摩
藩の志士達を中心に焦躁感が色濃く出ていた。そんな時に、西郷吉之
助・平野国臣・伊牟田尚平達を過激な一面があるとして捕縛していく
のに腹を立てた有馬新七・柴山愛次郎・田中綏猷らが中心になり、京
都へ侵入して関白九条尚忠・所司代酒井忠義等を襲撃する予定を立て
ていた。藩主の久光もその事を知り、書状による説諭を試みたり、奈
良原喜左衛門・海江田信義の二人を大阪に派遣して行動を止めようと
画策したがうまくいかなかった。久光は最後の切り札として大久保一
蔵を説得に行かせたが結果は大久保も欺かれてしまった。

	破り二階に上がり有馬・田中謙助・柴山・橋口達を連れて下りてきに入り有馬に面会を求めたが居留守をつがわれたが、江夏・森岡は見	寺田屋についた一行は、奈良原・道島・江夏・森岡の四人が寺	た藩士でもあった。	上床源助を加えた。この九人は暴挙を鎮撫する役目だが、武術に優れ	左衛門・山口金之進・森岡昌純・鈴木勇之助の八人を選抜し、その後、	のことを鈴木勇右衛門・大山綱良・奈良原繁・道島五郎兵衛・江夏仲	背くなら、やむを得ない事だから、上意打にしてもかまわない。」こ	暴挙を企てた首謀者達を召還し、藩主自ら説諭する。もし、私の命に	の罪は許されないことだけでも、真意に悪意はない。それ故、今回の	の為には「彼らは藩主たる私の命令を守らず暴挙をはかっている。そ	何としても自藩から暴徒を出してはいけない思いを募らせていた。そ	大阪の薩摩屋敷を出て京都に向かった、と云う報告を聴いた久光は	士がこの後を追い、薄暮、伏見の船宿の寺田屋伊助方に集合した。	を遡り伏見に向かい、少し遅れて田中河内介・真木和泉達十余名の志	庸)など二十余名の同志は兵器・火薬を積載して四艘に分乗し、淀川	郎・西郷信吾(従道)・大山弥助(巌)・篠原冬一郎・三島弥兵衛(通
--	---	------------------------------	-----------	---------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--	----------------------------------

いと判断をして、田中謙助の眉間を斬りつけた。この騒ぎに二階にい 旨を奉じており、その邸に行った後なら久光公に会うと返事をした。 このような押し問答が繰り返された後、道島五郎兵衛はやむを得な 奈良原は久光公の考えを述べたが、有馬は拒絶して、青蓮院宮の令 「浪速詰方日記」を読む

一十二日の夜半から二十三日未明に有馬新七・橋口壮助・柴山愛次

候事	二十四日 江戸ゟ御飛脚着安藤様一件相違無之旨ニ	捕等有之趣昨日初而承及	登城之節狼藉者数十人取懸及騷動死傷生	文久二年正月二十三日 於江戸去ル十五日御老中安藤対馬守様御	5 安藤対馬守の襲撃		士に殺された。	五月一日田中親子は播磨灘で、千葉郁太郎は日向国細島港で薩摩藩	た。	千葉郁太郎・中村主計・海賀宮門達は鹿児島に護送されることになっ	れた。哀れだったのは、身を寄せる所がない田中河内介・嘉猷親子・	に引き渡されたり、西郷信吾他二十数名の薩摩藩士は鹿児島に送還さ	のための足かがりとなった。寺田屋に集結した志士達はそれぞれの藩	結果は島津久光が鎮圧して孝明天皇より短刀を下賜され、公武合体	ろうとはしなかった。	この事件で所司代の酒井はただ、狼狽をするだけで、解決の道を探	日伏見藩邸で切腹を命じられた。	に、田中謙助と森山新五左衛門は重傷を負ったが背命の罪により、翌	七・柴山愛次郎・弟子丸竜助・橋口伝蔵・西田直五郎・橋口壮助が死	この斬り合いで説得に来た道島五郎兵衛が死に、志士側では有馬新	た志士も驚き下りてきた。
			二十四日には飛脚で事件の外報を伝えている。	安藤の命に別状はなかったが政治生命は絶たれた。十五日の事件が	常陸人黒澤五郎(年二十)等から襲撃を受けて負傷した。	かわらず、水戸藩士小田彦二郎(年三五)越後人河本貫之(年二三)	攘夷派の苛立ちは頂点を極めた。安藤は厳重な警備をしていたにもか	こういった合議が形成されていくことに、水戸藩を中心とする尊皇	充実させ、条約を破棄または、外国を武力で打ち払うことを約束する。	た朝廷を説得できる、と予測していた。七年から十年の間には武備を	安藤が考えていたのは、公武合体が実を結べば、攘夷に凝り固まっ	進するべき」ことから二人の婚姻が成立する。	建白書は「朝廷の権威を昔日のように回復する策として公武合体を推	返り案に攘夷実現に向けて努力する、と約束した。公家の岩倉具視の	対していた。幕府は昔のような威信を取り戻したいこともあって、見	有栖川宮熾仁親王との婚約が整っていたこともあって、孝明天皇は反	候補に挙げられていた。和宮は家持と同年齢の十五才。和宮は皇族の	それに必要な事は将軍家茂の正室に、孝明天皇の妹にあたる和宮が	公武合体政策を推進することになった。	が就任した。幕政の実権を掌握していた安藤信正は井伊直弼と同様に	井伊直弼が桜田門外の変で死去した後、老中に久世広周と安藤信正

天保は「時代劇を演出」する時代参考文献	大 五 浜 魚 人
平成十四年。	肥田晧三人
役	笠井俊彌
『大阪の世相』毎日放送、昭和四十八年。	吉成勇編
元『水野忠邦』吉川弘文館、	中沢弁次
前田直治『近世村法の研究』	大塚屋霊
	『大阪袖』
一、福岡藩と御用商人	八田治郎
福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳集成』海鳴社、一九九九年。	佐久間長
敦賀屋九兵衛『増補懐寶永代蔵』天保十二年。	春原源太
	岡本良一
二、福岡藩士と神社参詣	松浦玲
浜松歌国編『神仏霊験記図会 全』玉屋市兵衛、文政七年。	船越政一
秋里籬島「摂津名所図会」『摂津名所図会(第一巻』臨川書店、平成八年。	保坂智編
十辺舎一九「東海道中膝栗毛」麻生磯次校注『東海道中膝栗毛』岩波書店、昭	放蕩軒一
和三十三年。	央公論
	外山翁嫡
三、福岡藩士と遊び	六巻、
南木芳太郎編『郷土研究上方』第十八号、創元社、昭和七年六月一日(上方刊	外山翁一
行会監修『郷土史料(復刻版)』新和出版社、昭和四十四年。)	論社、
宮本又次『てんま』大阪天満宮、昭和五十二年。	中野榮三
南木芳太郎編『郷土研究上方』第五十五号、創元社、昭和十年七月一日(上方	高橋敏
刊行会監修『郷土史料(復刻版)』新和出版社、昭和四十五年。)	田中金峰
木村幸比古・三村博史『新撰組、京を行く』二〇〇一年、淡交社。	如棗亭粟
	普穿山人
四、福岡藩士と接待	昭和五
神崎宣武『おみやげ』青弓社、一九九七年。	岡本良一
	『仁風便』
柳田国男『定本柳田国男集』第十四巻、筑摩書房、昭和四十九年。	多治比郁
(編さん所、	鈴木直二

子 社、昭和五十六年。 『一揆と周縁』青木書店、二〇〇〇年。 (敬『江戸町奉行事蹟問答』人物往来社、 鑑』正本屋利兵衛、天保六年。 『『たべもの日本史総覧』新人物往来社、平成五年。 帰『蕎麦』岩波書店、二○○一年。 覧』浪華書林中、 十三年。 (洞・棗由負米亭『順慶町夜店詠狂歌夜光玉』狂歌書林、 『江戸の訴訟』岩波書店、一九九六年。 昭和五十三年。 「花街浪華色八卦」宝暦七年、水野稔編『洒落本大成』第一巻、 中央公論社、昭和五十四年。 「浪花花街今今八卦」天明四年、水野稔編『洒落本大成』第十二巻、 郎編『浪速叢書第十四』浪速叢書刊行会、 "幕末・京大坂(歴史の旅』朝日新聞社、一九九九年。 〔郎『大阪の町奉行所と裁判』冨山房、一九六二年。 ;右衛門「地方覚書」寅三年。 兵衛・敦賀屋九兵衛板『永代蔵小引』寛政六年。 ;郎『日本米価変動史』柏書房、昭和四十年。 監修『花の下影』清文堂出版、 「艶史人相秘事真告」水野稔編『洒落本大成』第二巻、 『大阪繁昌詩』河内屋吉兵衛、明治四年。 「北華通情」水野稔編『洒落本大成第十六巻』中央公論社、 『珍具考』第一出版社、昭和二十六年。 「大阪の世相」『毎日放送文化双書7』毎日放送、昭和四十八年。 『上方風雅信』人文書院、昭和六十一年。 花咲一男編『江戸諸国遊里図絵』三樹書房、 備四軒「花街浪華今八卦」安永二年、 天保八年。 昭和六十一年。 昭和四十二年。 昭和二年。 水野稔編『洒落本大成』 平成六年 文化十二年。 中央公論社 昭和五十 中央公 第 中

:夫・日野龍夫編『難波丸綱目』中尾松泉堂、昭和五十二年。

『大阪に於ける幕末米価変動史』国書刊行会、昭和五十二年。

岡田芳郎・阿久根末忠編『現代こよみ読み解き事典』柏書房、一九九三年。 藤村潤一郎「飛脚」『国史大辞典第十一巻』国史大辞典編集委員会、吉川弘文 佐古慶三『佐賀藩蔵屋敷拂米制度』大阪史学会、昭和二年。 船越政一郎編『浪速叢書第八』浪速叢書刊行会、昭和三年。 藤田東湖「浪華騒擾記事」谷川健一編『日本庶民生活史料集成第六巻』三一書 岡田芳郎・阿久根末忠編『現代こよみ読み解き事典』柏書房、一九九三年。 脇田修『平野屋武兵衛、幕末の大坂を走る』角川書店、平成七年。 脇田修・中川すがね編『幕末維新大阪町人記録』清文堂出版、一九九四年。 妻木忠太『改訂増補維新後大年表全』有朋堂書店、大正十四年。 五、蔵屋敷業務 三井高維編『新稿両替年代記関鍵』考証篇、柏書房、昭和四十六年。 鈴木克美『鯛』法政大学出版局、一九九二年。 松井魁『鮎』法政大学出版局、一九八六年。 秋道智彌『アユと日本人』丸善、平成四年。 木村幸比古・三村博史『新撰組京をゆく』淡交社、二〇〇一年。 相川司・菊地明『新撰組実録』筑摩書房、一九九六年。 橋本博編『改訂増補大武鑑』名著刊行会、一九六五年。 外川淳『「幕末維新史」もう一つの読み方』KKベストセラーズ、二〇〇一年 七、幕末のにおい 六、蔵屋敷と歳時 竹内一男『鴻池善右衛門家の家訓』。 室村岩雄編『類聚近世風俗志』榎本書房、昭和二年。 有坂隆道·藤本篤編『大坂町鑑集成』清文堂出版、 吉田常吉『安政の大獄』吉川弘文館、平成八年。 房、一九七九年。 館、平成二年。 昭和五十七年。

林屋辰三郎編『京都の歴史7』京都市史編さん所、昭和五十五年、一九七〇年。

|浮世の有さま六」谷川健一編『日本庶民生活史料集成第十一巻世相一』一九

七〇年、三一書房。

『猪飼敬所書簡』津市教育委員会。